

[事案 2023-98] 特定疾病保険金支払請求

・令和7年1月27日 和解成立

<事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、特定疾病保険金が支払われなかったことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

胸腺腫により、令和4年10月下旬から同年11月上旬まで入院し、縦隔悪性腫瘍手術を受けたため、平成24年11月に契約した医療保険にもとづき、特定疾病保険金を請求したところ、約款所定の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、診断書には縦隔悪性腫瘍（悪性新生物）と明記されており、告知も受けているため、特定疾病保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款では、対象となる悪性新生物とは「疾病、傷害および死因統計分類提要」の分類項目中、約款に規定するものと定めている。
- (2)本診断書の病理組織学診断名は「胸腺腫 (Type B2)」であり、病期について病院へ照会したところ正岡分類 I 期と確認した。「胸腺腫 (Type B2)」かつ「正岡分類 I 期」は、「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、「212」に該当する。
- (3)「疾病、傷害および死因統計分類提要」における「212」は、約款で定める悪性新生物に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結を持って手続を終了した。